

## 水道料金負担軽減対策事業について

### 1 趣旨

国の総合経済対策に基づき、物価高騰の影響を受けた生活者を支援するため、市内水道使用者を対象として令和8年2月から5月検針分までの4か月分の水道料金の基本料金相当額を補助する。

### 2 対象者

市内の水道使用者のうち用途が一般用（口径50ミリ以上の水栓及び公益減免対象水栓を除く）、アパート用及び浴場用の水栓を対象とする。

### 3 対象となる水道料金

令和8年2月1日から令和8年5月31日までに検針する水道料金を対象とし、補助額を減額して請求する。

補助イメージ（口径 $\phi$ 20の場合）

検針月	R7.12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月
偶数月			2月検針分 使用期間	使用期間	4月検針分 使用期間	
奇数月				3月検針分 使用期間	使用期間	5月検針分 使用期間

偶数月：2月及び4月検針分の基本料金3,300円から補助額を減額

奇数月：3月及び5月検針分の基本料金3,300円から補助額を減額

### 4 補助額

一般的家庭1水栓あたりの補助額

用途	口径	1検針あたり 基本料金／補助額	対象期間中の 基本料金／補助額
一般用 (隔月検針)	$\phi$ 13	3,080円	2,772円
	$\phi$ 20	3,300円	2,970円
	$\phi$ 25	3,740円	3,366円

### 5 補正予算額（水道事業会計繰出金）※国10／10（重点支援地方交付金）

(1) 事業費（補助額） 195,556千円

(2) 事務費（システム調整費） 1,100千円

計 196,656千円